

玖珠町国土強靱化地域計画

令和3年3月

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 2 章 強靱化の基本的な考え方	2
第 3 章 対象とする自然災害	5
第 4 章 脆弱性評価	8
第 5 章 地域強靱化の推進方針	11
第 6 章 計画の推進と重点化	57
《用語の説明》	59
《部局一覧》	61

第1章 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。平成25年12月公布・施行)では、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにでも発生しうる大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとともに自ら生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる必要がある。」としている。

国においては、この基本法に基づき、国土強靱化にかかる国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下、「基本計画」という。)」を平成26年6月に策定している。平成30年12月に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。大分県においても「大分県地域強靱化計画」が平成27年11月に策定され、令和2年3月に改訂されている。

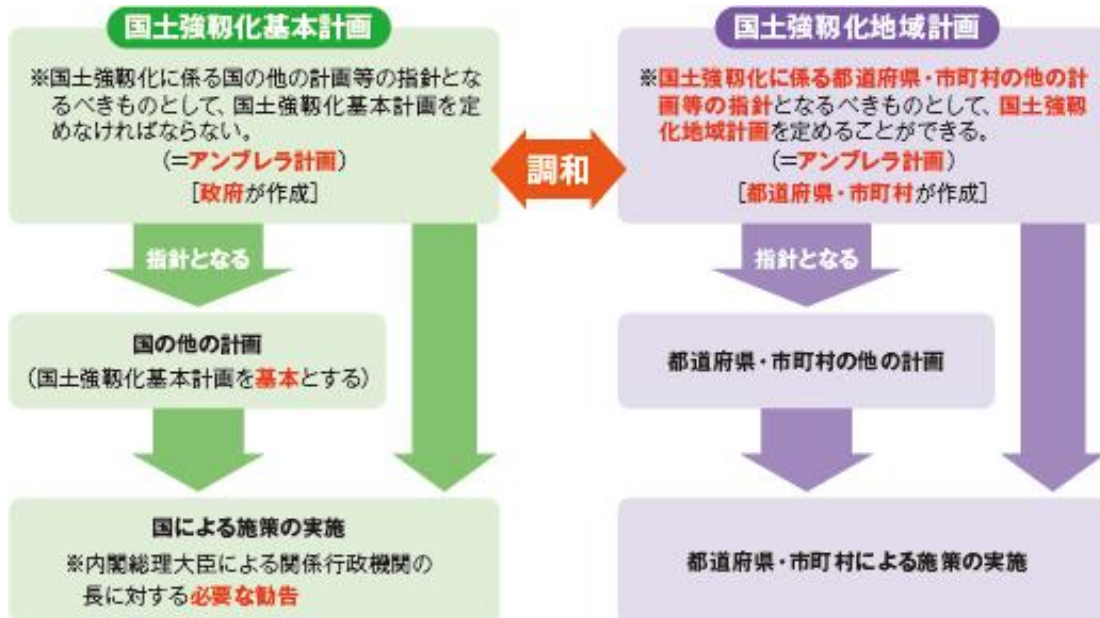
本町においても、熊本地震など近年の大規模地震や、令和2年7月豪雨のようにこれまでに経験をしたことが無い豪雨や年々巨大化する台風などの自然災害、そして、今後30年以内に70～80%の確立で発生するといわれている南海トラフ巨大地震が危惧される中、町民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「玖珠町国土強靱化地域計画(以下、「地域計画」)」を策定する。

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、本町が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。なお、本計画の策定においては、本町の地域防災計画と整合・調和を図ることに留意している。

また、基本法第14条に「基本計画と調和が保たれたものではない」と規定されており、国が示したガイドラインでは、「都道府県と当該都道府県区域内の市町村間において、十分な連携を図りながら、基本計画と地域計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意する必要がある」とされている。

以上のことから、本町においては強靱化を推進する上で、国・県と相互に連携・調和を図りながら取組みを推進していくこととする。

-国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係-



第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた町全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、地域強靱化に取り組むにあたり、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化への取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組みを推進する。
- ②地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、相互応援体制を構築する。
- ③本町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ③非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

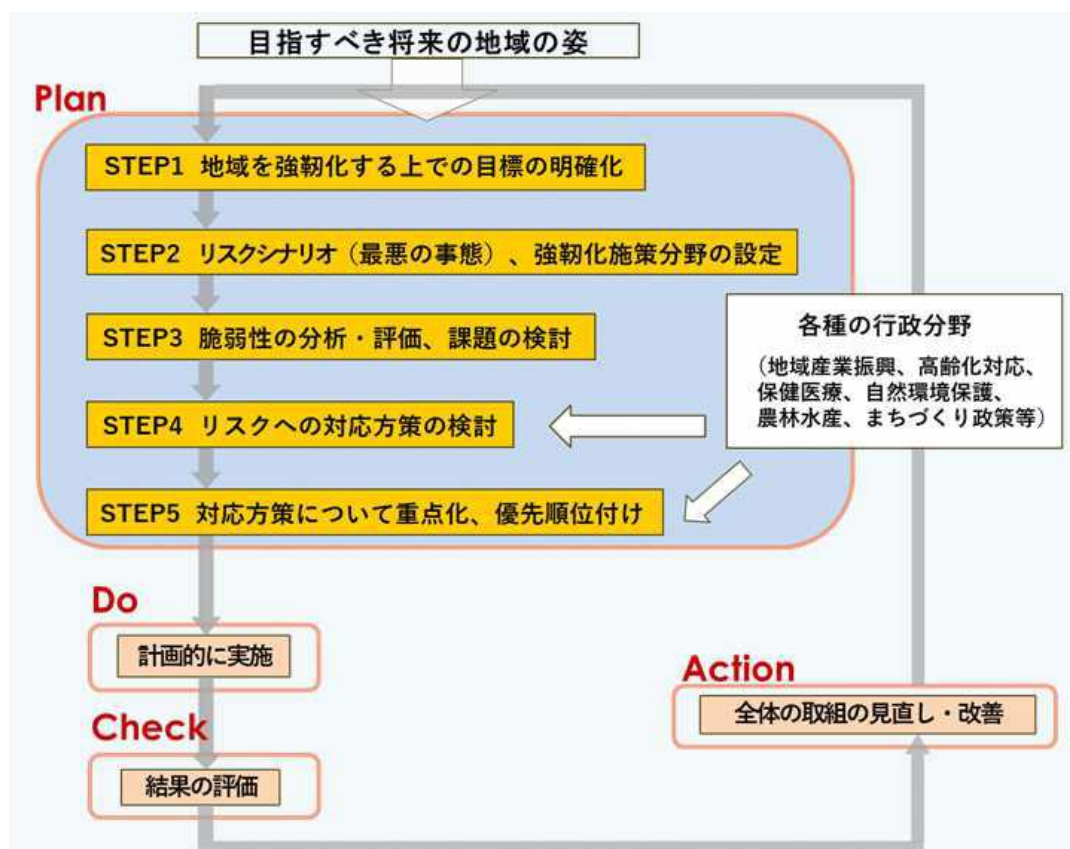
- ①社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ②既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能を維持・向上し、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備する。
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者等に十分配慮して施策を講じる。
- ③地域の特性に応じて、環境との調和と景観の維持に配慮し、自然との共生を図る。

2 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本町のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返すことにより、本町全体の強靱化の取組みを推進する。



この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば町として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という観点から、部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

このような、PDCAサイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策やプログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。このため、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（進捗管理のための定量的な指標の導入、見直し等）、プログラムごとの目標の設定と進捗管理の実施、重要な課題に対応するための仕組みの導入など、強靱化の取組みを順次ステップアップする。

第3章 対象とする自然災害

1 本町の特徴

(1) 地勢

本町は、大分県の西部に位置し、東側は九重町、由布市、西側は日田市、北側は中津市、宇佐市と接し、南側は熊本県小国町と接している。東西に27.1 km、南北に21.5 km、総面積286.60 km²であり、大分県全体の4.5%、玖珠郡の51.4%を占めている。

耶馬溪溶岩・万年山溶岩が浸食されてできた玖珠盆地を、我が国第一の二重メサ台地の万年山(1,140m)、岩扇山(691m)、鏡山(675m)が取り巻いている。

また、本町は、九州第一の河川筑後川の上流に位置し、玖珠川が東西に貫流している。玖珠川やその支流は落差が大きく、溶岩台地の断崖には三日月の滝・清水瀑園・慈恩の滝などがあり、随所に滝や遊水池を持っている。

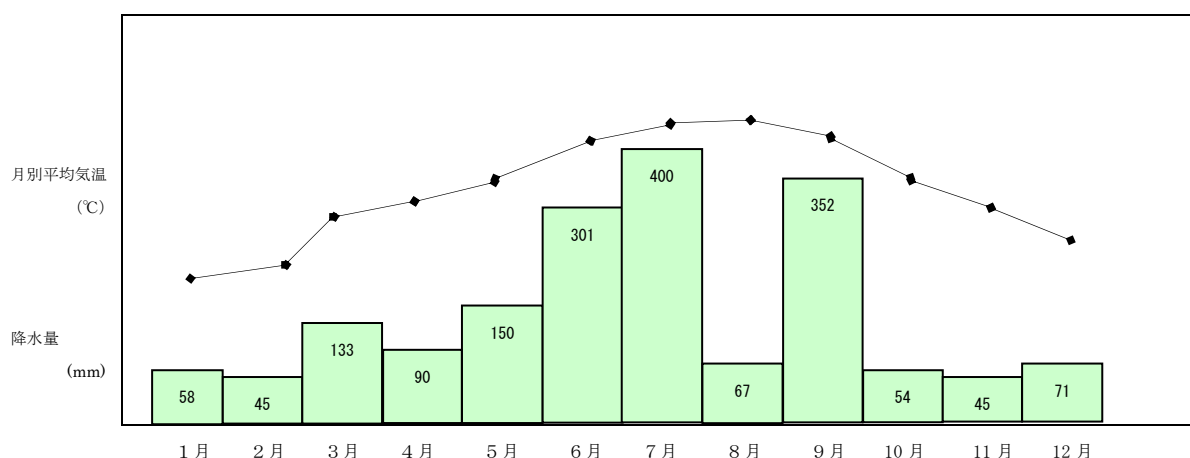
さらに、北境に接して耶馬溪・南境には九重連山があり、東方には約4,000 haに及ぶ日出生台高原が広がっている。

耕地は、玖珠川の両岸を中心に、森川、太田川の流域のほか、谷間、山麓に段階状に開けている。万年山溶岩を基底とし、土壌は玖珠川両域に土壤土、盆地の沖積層地帯と谷間に壤土や埴土が多く、山林原野は大部分が火山灰土である。

(2) 気象

気象は、内陸で山地のため気候は複雑で、年間降水量は1,617mm、平均気温は14.2℃であり、山地型気候区に属している。

風は全般的に弱く年平均2~3m/sで、冬は北西、夏は南西の季節風が多い。特に、夏から秋にかけては、台風の通過によって地域的に著しい被害を受けることがある。



2 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような町内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

(1) 豪雨・台風

近年、町での大規模な豪雨災害・台風は、平成3年9月の台風19号、平成5年9月の台風13号、平成24年7月の九州北部豪雨、平成29年7月に再び九州北部豪雨があり、9月には台風18号などがある。

また、令和2年7月豪雨では7月6日から8日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、本町では24時間降雨量310ミリを観測し、7月7日6時15分には記録的短時間大雨情報が発表され猛烈な雨となった。河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、甚大な被害を受けた。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

(2) 地震

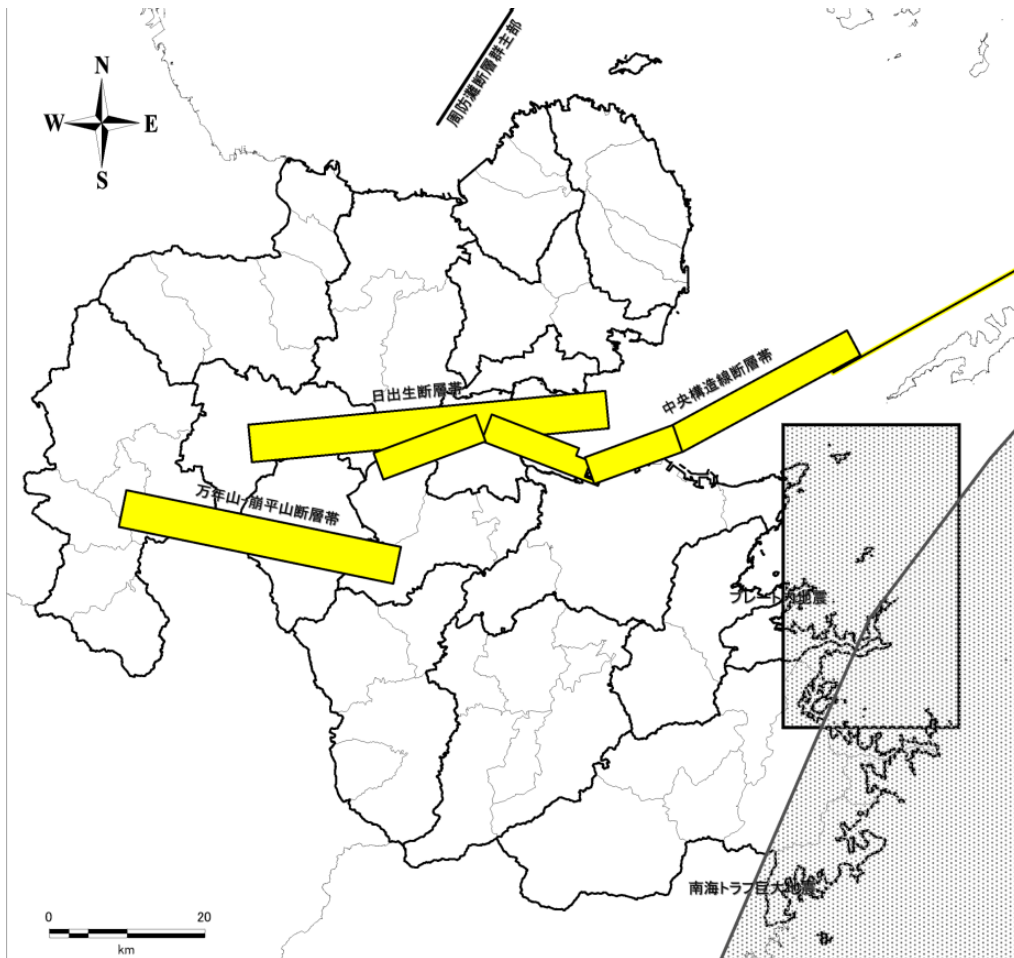
本町においては多数の活断層の影響下にあり、大分県地震被害想定調査(平成31年3月)等により各断層による地震被害について玖珠町の被害想定がなされているところである。各断層そのものの評価については地震本部等により断層評価が進んでおり、断層により地震発生確率にバラつきがある。うち、南海トラフによる海溝型地震については30年以内での発生確率が70%~80%であり、本地震による被害想定として、玖珠町全域が震度5強程度となることから、玖珠町においていつ発生してもおかしくない地震として喫緊の課題と捉える必要がある。

大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)に基づいて予測される被害は次のとおりである。

玖珠町における最大震度一覧

(大分県地震被害想定調査(平成31年公表版)による)

	中央構造線断層帯による地震	日出生断層帯による地震	万年山一崩平山断層帯による地震	南海トラフの巨大地震	周防灘断層群主部による地震	プレート内地震
震度	6強	7	6強	5強	5弱	5強



第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

平成25年12月17日に国土強靱化推進本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（1）想定するリスク

町民生活・町民経済に影響を及ぼすことが予想される災害リスクとしては、南海トラフ地震、これまで経験したことのない集中豪雨、巨大台風などの大規模自然災害は一度発生すれば、町内全域に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、それらの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（2）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、下記のとおり7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- A. 行政機能/消防等/防災教育等
- B. 住宅・都市/環境
- C. 保健医療・福祉
- D. エネルギー/情報通信/産業構造
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 国土保全

<横断的分野>

- ①リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練・啓発等)
- ②地域の生活機能の維持・地域の活性化
- ③老朽化対策

（3）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。この起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備える目標」と、その妨げとなるものとして30の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときで人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	森林等の被害による国土の荒廃
8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 評価の実施手順

大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組み等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、以下の手順で実施した。

- ①「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する
- ②個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する
- ③①で抽出した施策を部局横断的な「プログラム」として整理する
- ④②の分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握する
- ⑤プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う
- ⑥施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う

2 評価結果

評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取り組みを進めているが、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえなければならない。よって、今後もこの取り組みを推進し、できるだけ早期に高水準なものとするためには、プログラムの重点化を図るとともに、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・助長性の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐災害性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政機能、産業・エネルギー・情報通信、交通・物流等の分野においては、そのシステム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、発災時にも機能する非常用電源の確保やバックアップ体制の整備等により、代替性・助長性を確保する必要がある。

(3) 庁内横断的な取り組みと国・県、民間事業者、町民等との連携が必要

地域強靱化の取り組みは、本町のみでなく、国・県、民間事業者、町民等の各主体も含め多岐にわたる。効率的・効果的に地域強靱化の取り組みを実施するためには、複数の部局による庁内横断的な取り組みを推進するとともに、各実施主体間における連携と協力が必要である。

第5章 地域強靱化の推進方針

地域強靱化に係る施策の取組み方針として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定した。

これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にしたうえで、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

なお、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策が、複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第1節に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方策をとりまとめた「プログラムごとの推進方針」を第2節に示す。

具体的な施策の推進方策は、別紙「国土強靱化関係事業一覧」のとおりとする。

1 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した7つの個別施策分野と3つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

◀個別施策分野▶

A. 行政機能/消防等/防災教育等

○住宅、建築物の倒壊は災害発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、多くの人々が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全を確保するため、耐震性能の向上や老朽化施設の適切な維持管理が必要である。【総務課】1-1

○大規模火災時には、消防署員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。【基地・防災対策課】1-1

○大規模な火災の発生に備え、消防施設(消防詰所等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。【基地・防災対策課】1-1

○全ての建築物等の耐震化を即座に行うことは困難であり、火災の発生は様々な原因があることから、火災予防や安全対策の推進、各種訓練等により、災害対応能力の向上を図る。【基地・防災対策課】1-1

○事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。【基地・防災対策課】1-2 , 1-3

○河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設などの整備を進める。【建設水道課】【基地・防災対策課】1-2

○避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、町民へ提供するための伝達体制整備を引き続き推進する。【基地・防災対策課】1-3 , 1-4

○避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを推進する。また、地域における避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができる支援体制を整備する。【福祉保健課】【基地・防災対策課】1-4

○大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実に努める。【基地・防災対策課】1-4

○大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。【基地・防災対策課】2-1

○大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。【基地・防災対策課】2-1

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進する。【建設水道課】2-1

○輸送路が通行できない場合の食料及び生活必需品の確保・調達手段を検討する必要があることから、商工会や料飲組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等による食料及び生活必需品の確保・調達手段の確保に努める。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】2-1

○発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【建設水道課】
2-1

○大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう県と連携するとともに、「大分県市町村災害時応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。【基地・防災対策課】2-1，5-4

○多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。【基地・防災対策課】
2-3

○大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。【基地・防災対策課】2-3

○大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。【基地・防災対策課】2-3，7-1

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。【基地・防災対策課】2-3

○広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点など防災拠点の整備や受援計画を早急に策定する。【基地・防災対策課】【総務課】2-4

○帰宅困難者対策については、早期に避難所を開設し、避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保するとともに、当該地区の住民の被災者用の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。【社会教育課】【基地・防災対策課】2-4

○大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場を確保する。（燃料補給を含む。）【基地・防災対策課】2-5

○大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、今後も、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとと

もに福祉施設等との協定を推進する。また、町有福祉施設が福祉避難所としての機能を果たすために、施設の耐震強化等、必要に応じた改修を行う。【福祉保健課】2-5

○浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、噴霧機や消毒液等の資機材の備蓄を行い、防除体制を整備する。【子育て健康支援課】2-6

○本町では業務継続計画(BCP)を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、随時見直しを図る。【総務課】3-1

○行政機関等の機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な役場機能の確保を図る。【総務課】3-1

○災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。【総務課】【基地・防災対策課】3-1

○大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図り訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務課】3-1

○大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等を見直しを進める。【基地・防災対策課】【総務課】3-1

○職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。【総務課】【建設水道課】【企画商工観光課】3-1

○災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。【総務課】3-1

○大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力ができるように、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務と災害時に優先する行事に係る教職員の業務を把握し、学校における業務継続計画(BCP)の策定を検討する。【教育政策課】3-1

○災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。【基地・防災対策課】4-1

○大規模災害時に、水道企業団と連携して被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「大分県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。【建設水道課】6-2

○地域の防災力の強化を図るため、関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の検討も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。【基地・防災対策課】7-1

○大規模な火災の発生に備え、消防施設(消防詰所等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。【基地・防災対策課】7-1

○被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、保健所と連携し、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストの整備や調査など体制を構築する。【住民課】7-4

○大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、県や関係機関と連携し、特殊災害(NBC災害)に対応する体制を整備する。
【基地・防災対策課】7-4

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して取り組む。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【基地・防災対策課】7-4

○広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進める。【基地・防災対策課】8-2

○玖珠町社会福祉協議会と連携し、企業、各種団体等と「玖珠郡災害ボランティアネットワーク」の構築等を図るとともに、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を行う。【福祉保健課】【基地・防災対策課】8-2

B. 住宅・都市/環境

○地震、風水害等の災害により住宅等建築物(電柱・看板等含む)が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を推進する。【建設水道課】

【企画商工観光課】 1-1

○不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【社会教育課】 1-1

○災害時に園児や児童・生徒及び職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震の調査を実施する。また、老朽化した建物の耐震化を推進する。【教育政策課】【総務課】【子育て健康支援課】 1-1

○大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川、調整池の整備等、ハード対策を重点的に実施する。【建設水道課】

1-2

○洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取り組みを行い、今後も分かりやすい最新の情報を提供し、町と地域が一体となって洪水避難対策を推進する。【基地・防災対策課】 1-2

○道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ、排水対策等の冠水対策を進める。【建設水道課】 1-3

○土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策を推進する。【建設水道課】 1-3

○一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は仮設住宅の整備が必要となる。そのため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保を進める。【建設水道課】 2-2

○災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行

う。＜国＞【建設水道課】2-2，8-2

○帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の洪水・土砂災害対策等の取組みを推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】【農林課】【基地・防災対策課】2-4

○町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
【建設水道課】2-5

○指定避難所でトイレが不足する事態や疫病・感染症等の大規模発生を抑制するために備え、災害用トイレ、資機材の備蓄及び供給体制を整備するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【住民課】【基地・防災対策課】2-6

○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修など、洪水・土砂災害・地震対策等を推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】3-1

○道路の防災・震災対策や緊急対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修を着実に推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】5-3

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進する。【建設水道課】6-2

○水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震性は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時の電力遮断に備え、電力の確保対策の検討を進める。【建設水道課】6-2

○災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えて仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。
【住民課】【基地・防災対策課】6-3

○大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備する。【住民

課】 6-3

○災害廃棄物は町が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や玖珠町地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係課と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【住民課】 8-1

○大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する相互協力体制の整備を図る。【住民課】 8-1

○清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して玖珠町災害廃棄物処理計画を見直すことや、他市へのごみ処理依頼など玖珠九重行政事務組合と連携する。【住民課】 8-1

○災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、現状では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、災害時の廃棄物処理に係る人材を確保するとともに、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を締結する。【住民課】【総務課】 8-1

○災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、大分県と連携し、応急仮設住宅が速やかに供給できる体制を整える。【建設水道課】 8-3

○地震や洪水による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し地震・洪水・液状化対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【建設水道課】 8-5

C. 保健医療・福祉

○災害時に園児や児童、生徒の状況が確認できるよう、保護者に連絡が取れる通信環境の整備を推進する。【子育て健康支援課】【教育政策課】 2-4

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を推進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。【子育て健康支援課】 2-5 , 2-6

○避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【福祉保健課】2-5，2-6

○指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、県や医師会と連携し、医療活動等を支える取組みを着実に推進する。【子育て健康支援課】2-5，2-6

○広域的かつ大規模な災害の場合、多くの町民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民が連携して検討を進める。【基地・防災対策課】【福祉保健課】【子育て健康支援課】2-5

○インフラが被災すると災害派遣医療チーム（IMAT）等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されるため、道路の洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る。＜国＞＜県＞【建設水道課】2-5

○町民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診勧奨に取り組む。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発をおこなう。【子育て健康支援課】2-6

○避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進する。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を実施していく。【福祉保健課】【基地・防災対策課】2-6

D. エネルギー/情報通信/産業構造

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。【基地・防災対策課】1-3

○Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【基地・防災対策課】1-4，4-1

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、県の防災行政無線や衛星電話等を活用するとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や

燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。【基地・防災対策課】
1-4 , 4-1

○再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時の電力供給源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【企画商工観光課】 2-1 , 6-1

○被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や同報系、移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する。【総務課】
【基地・防災対策課】 3-1

○大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。【企画商工観光課】 5-1

○大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図る。【企画商工観光課】 5-1

○輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】 5-4

E. 交通・物流

○道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ、排水対策等の冠水対策を進める。【建設水道課】 1-2

○物資輸送ルートを実際に確保するため、複数の輸送ルートの確保を図り、また緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることが予想されることから、燃料の確保対策を進める。【基地・防災対策課】【建設水道課】 2-1

○町道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を推進する。【農林

課】【建設水道課】 2-1

○大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め建設業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保ができるように努める。【建設水道課】 2-5 , 6-4

○町内における災害時の物資輸送ルート及び医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設水道課】 【農林課】 5-1

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるように、県と連携して道の駅の防災機能強化を図る。【企画商工観光課】 【基地・防災対策課】 5-4

○大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。【基地・防災対策課】 6-1

○大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・L Pガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県や玖珠地区L Pガス協議会と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。【基地・防災対策課】 6-1

○災害時における公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。【企画商工観光課】 6-4

○大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【農林課】 【建設水道課】 6-4

○道路の防災・震災対策や緊急対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修を着実に推進する。＜国＞＜県＞ 【建設水道課】 6-4

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。【建設水道課】7-3

○大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞に対応するため、国、県、交通事業者と連携し、地域鉄道が被災した場合の早急な復旧と代替する公共交通の確保を行う。【企画商工観光課】8-4

○大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。【基地・防災対策課】8-4

F. 農林水産

○大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。【農林課】【基地・防災対策課】2-2

○浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。【農林課】2-2

○農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する。定期的な農道橋や農道トンネルの耐震点検を実施し、道路網としての役割を維持する。【農林課】5-4

○大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、大分県及び関係受益者と連携し、計画的に改修を進めるとともに、農業用ため池については、順次廃止手続きを行っていく。【農林課】7-3

○決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を図る。【農林課】【基地・防災対策課】7-3

○農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。【農林課】7-3

○多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。【農林課】 【企画商工観光課】 7-3

○過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行う。【農林課】 7-3

○森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる。【農林課】 7-5

○台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再生林や間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、大規模な森林伐採が伴う山地の開発等に対して適切に対処していく。【農林課】 7-5

○森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、未整備森林の計画的な整備を行う。【農林課】 7-5

○林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林課】 7-5

G. 国土保全

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。また、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。【建設水道課】 8-4

○大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進する。【建設水道課】 8-5

○河川・堤防等の復旧や氾濫排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の建設資材の調達を含めた体制の維持に取り組む。【建設水道課】 8-5

《横断的分野》

①リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練・啓発等)

○自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図る。【基地・防災対策課】 1-1

○各施設が災害時マニュアルを作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行なうとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体制づくりを進める。【社会教育課】【教育政策課】【総務課】【子育て健康支援課】 1-1

○災害発生直後に児童生徒が在校中の場合、以下の業務を行う。①校内にいる児童生徒の安否確認をする。②負傷した児童生徒がいる場合には応急手当を行う。③児童生徒引き渡しのための保護者誘導を行う。④指定避難所となっている学校については、避難所開設に向けて関係機関と連携を図る。【教育政策課】【基地・防災対策課】 1-1

○災害発生直後に児童生徒が在校してない場合は、発災時に児童生徒が在校中の場合に準じて避難所開設に向けた対応を行う。学校外にいた教職員は安全を確保した後、通勤手段を確認し、直ちに学校に集合し、必要な対応を開始する。【基地・防災対策課】【教育政策課】 1-1

○大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、広報や防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【基地・防災対策課】 1-2 , 1-3

○水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【基地・防災対策課】 1-2

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページ・アプリケーションなどを活用し、マルチなデバイスでの迅速かつ的確な情報発信体制を整える。【基地・防災対策課】【総務課】【企画商工観光課】 1-3 , 1-4

○防災情報の確実迅速な提供手段を推進するため、Jアラート自動起動機や同報系防災行政

無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、町民への情報提供手段の多様化を着実に推進する。【基地・防災対策課】1-3

○子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などの日常生活における防災教育を推進する。また、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【教育政策課】【基地・防災対策課】1-3

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【基地・防災対策課】1-3

○土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必要があるため、新たな土砂災害ハザードマップの作成による危険性や早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて町民への周知を図っていく必要がある。【基地・防災対策課】1-3

○ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等のソフト施策に取り組み、地域防災力の強化を図る。【農林課】1-4

○大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。【企画商工観光課】1-4

○避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、広報や防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【基地・防災対策課】1-4

○大規模災害時、園児や児童・生徒の身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設内で全教職員等への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。【教育政策課】【子育て健康支援課】1-4

○防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。【教育政策課】1-4

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含

め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、備蓄を促進する。【基地・防災対策課】2-1

○集落の孤立対策を検討する必要があるため、孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等の確保を図る。【基地・防災対策課】2-2

○大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。【基地・防災対策課】2-3

○避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する。【福祉保健課】【基地・防災対策課】2-3

○自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【基地・防災対策課】2-3

○消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建築業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、町域内の人材だけでは不足することが考えられるため、町域外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【基地・防災対策課】【福祉保健課】【建設水道課】【総務課】2-3

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織体制の確立と活性化を支援する取組みの充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【基地・防災対策課】2-3

○緊急時に保護者(引取者)に対して、確実にしかも安全に児童生徒を引き渡すことができるよう、緊急時引渡マニュアルを作成し、保護者に周知する。しかし、保護者との連絡が取れない場合や下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により児童生徒は学校で待機する。【教育政策課】2-4

○災害時における公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。【企画商工観光課】

2-4

○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備の周知徹底を推進する。【企画商工観光課】 5-2

○災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【建設水道課】 5-3

○大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道担当課の業務遂行能力の低下が想定されることから、水道事業業務継続計画の策定を進める。【建設水道課】 6-2

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。【建設水道課】 【企画商工観光課】 7-2

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・洪水避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取り組みの充実を図る。また、防災組織の啓発や避難訓練の企画、実践等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【基地・防災対策課】 8-3

②地域の生活機能の維持・地域の活性化

○情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化向上を図る。【基地・防災対策課】 【企画商工観光課】 1-3

○自主防災組織、防災士会が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【基地・防災対策課】 2-2

○大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路

(農道・林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。【建設水道課】【農林課】2-2

○地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治区をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。【基地・防災対策課】【企画商工観光課】2-3, 8-3

○携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。【総務課】4-1

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、飲料水の確保について事前の備えを推進する。【基地・防災対策課】6-2

○急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕地放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。併せて、農村地域の共助の体制を育てることで、自律的な防災、災害復旧につなげていく。【農林課】7-3

③老朽化対策

○災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化を推進する。【社会教育課】【教育政策課】【企画商工観光課】1-1

○災害時の園児・児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を実施する。【教育政策課】【子育て健康支援課】1-1

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の対策や道路施設等の耐震化を推進する。【建設水道課】1-1

○河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い個所を重点的・集中的に行う。【建設水道課】1-2

○大規模災害時の沿道建築物、電柱及びブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、危険ブロック塀撤去や緊急輸送道路沿いの建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して耐震診断、耐震改修等を進める。【建設水道課】 7-2

2 プログラムごとの推進方針

第4章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を以下に示す。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1-1 住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生

○自主防災組織等による各種訓練等事前防災活動により、災害対応能力の向上を図る。【基地・防災対策課】

○地震、風水害等の災害により住宅等建築物(電柱・看板等含む)が倒壊すると、災害発生後の避難を妨げるなど居住者はもちろん周辺地域にも影響を与えるほか、火災や大規模停電等の発生にもつながるため、耐震化や撤去・埋設化等を推進する。【建設水道課】

【企画商工観光課】

○不特定多数が集まる文化施設等の老朽化は災害時の被害拡大につながることから、施設の計画的な維持管理及び更新など、適切な長寿命化対策が必要である。【社会教育課】

○各施設が災害時マニュアル等を作成し、避難場所の確認や避難方法の周知徹底を行なうとともに、職員の勤務ローテーションがあっても対応できる体制づくりを進める。【社会教育課】【教育政策課】【総務課】【子育て健康支援課】

○災害時に避難所等となる公民館・社会教育施設等が、被災時に損壊して死傷者を発生させたり、崩壊の危険によって利用できなくなってしまうため、老朽化した施設の耐震化、防災機能の高い窓ガラス等の導入による耐震・耐風化を推進する。【社会教育課】【教育政策課】【企画商工観光課】

○住宅、建築物の倒壊は災害発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、多くの入

が利用する公的建造物の倒壊を防ぎ、安全を確保するため、耐震性能の向上や老朽化施設の適切な維持管理が必要である。【総務課】

○災害時に園児や児童・生徒及び職員の安全確保のため、災害物資の備蓄と建物耐震の調査を実施する。また、老朽化した建物の耐震化を推進する。【教育政策課】【総務課】【子育て健康支援課】

○住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、町民に耐震診断、耐震改修の補助制度の周知や支援等、目標達成に向けてきめ細やかな対策を推進する。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて推進する。【建設水道課】【社会教育課】

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の対策や道路施設等の耐震化を推進する。【建設水道課】

○災害発生直後に児童生徒が在校中の場合、以下の業務を行う。①校内にいる児童生徒の安否確認をする。②負傷した児童生徒がいる場合には応急手当を行う。③児童生徒引き渡しのための保護者誘導を行う。④指定避難所となっている学校については、避難所開設に向けて関係機関と連携を図る。【教育政策課】【基地・防災対策課】

○災害発生直後に児童生徒が在校してない場合は、災害発生時に児童生徒が在校中の場合に準じて避難所開設に向けた対応を行う。学校外にいた教職員は安全を確保した後、管理職または教育委員会の指示に従い、児童生徒の安否確認等の状況確認を行う。【基地防災対策課】【教育政策課】

○災害時の園児や児童・生徒・教職員の安全確保のため、長寿命化計画による施設の大規模改修、維持修繕を実施する。【教育政策課】【子育て健康支援課】

○全ての建築物等の耐震化を即座に行うことは困難であり、火災の発生は様々な原因があることから、火災予防や安全対策の推進、各種訓練等により、災害対応能力の向上を図る。
【基地・防災対策課】

○大規模火災時には、消防署員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。【基地・防災対策課】

○大規模な火災の発生に備え、消防施設(消防詰所等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。【基地・防災対策課】

1-2 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

○ 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

【基地・防災対策課】 【総務課】

○ 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川、調整池の整備等、ハード対策を重点的に実施する。【建設水道課】

○河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い個所を重点的・集中的に行う。【建設水道課】

○水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【基地・防災対策課】

○ 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ、排水対策等の冠水対策を進める。【建設水道課】

○ 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、広報や防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【基地・防災対策課】

○ 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。【基地・防災対策課】

○河川の水位計は限りがあり、局地豪雨に対応できないため、河川管理者と連携し、水位計や監視カメラの増設などの整備を進める。【建設水道課】【基地・防災対策課】

○洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取り組みを行い、今後も分かりやすい最新の情報を提供し、町と地域が一体となって洪水避難対策を推進する。【基地・防災対策課】

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ、排水対策等の冠水対策を進める。【建設水道課】

○事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。【基地・防災対策課】

○大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、広報や防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【基地・防災対策課】

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線を活用するとともに、報道機関等との連携体制を構築する。【基地・防災対策課】

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページ・アプリケーションなどを活用し、マルチなデバイスでの迅速かつ確かな情報発信体制を整える。【基地・防災対策課】【総務課】【企画商工観光課】

○Jアラート自動起動機や同報系・移動系防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供などにより、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【基地・防災対策課】

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。【基地・防災対策課】

○土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等を行なう必

要があるため、新たな土砂災害ハザードマップの作成による危険性或早期避難の重要性に関する周知啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて町民への周知を図っていく必要がある。【基地・防災対策課】

○土砂災害のおそれのある区域について土砂災害対策事業等の対策が必要であるため、関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地のハード対策などの土砂災害対策を推進する。【建設水道課】

○情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治区など地域コミュニティの機能の強化向上を図る。【基地・防災対策課】【企画商工観光課】

○子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などの日常生活における防災教育を推進する。また、防災士等地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【基地・防災対策課】【教育政策課】

○避難行動の判断に必要な河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、町民へ提供するための伝達体制整備を引き続き推進する。【基地・防災対策課】

○災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地、河川沿いの人工林を中心に間伐を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止対策を推進する。【農林課】

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等のソフト施策に取り組み、地域防災力の強化を図る。【農林課】

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・町ホームページ・アプリケーションなどを活用し、マルチなデバイスでの迅速かつ的確な情報発信体制を整える。【基地・防災対策課】【企画商工観光課】

○Jアラート自動起動機や同報系・移動系防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供などにより、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段

の多様化を着実に推進する。【基地・防災対策課】

○避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、広報や防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。【基地・防災対策課】

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、県の防災行政無線や衛星電話等を活用するとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。【基地・防災対策課】

○避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを推進する。また、地域における避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができる支援体制を整備する。【福祉保健課】 【基地・防災対策課】

○大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。【企画商工観光課】

○大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織及び防災士会との連携、活動の強化を行い、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。【基地・防災対策課】

○大規模災害時、園児や児童・生徒の身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設内で全教職員等への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。【教育政策課】 【子育て健康支援課】

○防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。【教育政策課】

○避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、町民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【基地・防災対策課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、備蓄を促進する。【基地・防災対策課】

○大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。【基地・防災対策課】

○大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう県と連携するとともに、「大分県市町村災害時応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。【基地・防災対策課】

○大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。【基地・防災対策課】

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進する。【建設水道課】

○避難所となる公民館・社会教育施設等に、非常用電源設備の確保・省エネ照明等の整備を行い、被災者用の食料・飲料水・日常消耗物品を備蓄するとともに、屋外から利用可能なト

イレ設備、トイレ用水に利用可能な雨水集積タンク設備、被災者への電気供給用の発電施設、被災者炊事用のLPガス施設を設置し、施設周辺に被災者救援用のスペースを確保する。【社会教育課】

○物資輸送ルートを実際に確保するため、複数の輸送ルートの確保を図り、緊急輸送道路の整備を促進する。また、緊急輸送車両の燃料の確保が困難となることが予想されることから、燃料の確保対策を進める。【建設水道課】【基地・防災対策課】

○輸送路が通行できない場合の食料及び生活必需品の確保・調達手段を検討する必要があることから、商工会や料飲組合等を窓口とした災害時応援協定の締結等による食料及び生活必需品の確保・調達手段の確保に努める。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】

○町道、広域農道、幹線林道において大規模地震による重要構造物の耐震性の確保と長寿命化の推進が必要である。国の補助事業による橋梁及びトンネルの定期点検を実施し、点検結果により国の補助事業を活用した橋梁及びトンネルの長寿命化対策工事を推進する。【農林課】【建設水道課】

○再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時には自立的なエネルギー源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【企画商工観光課】

○発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【建設水道課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。【建設水道課】【農林課】

○大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。【農林課】【基地・防災対策課】

○浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保安全管理に取り組む。【農林課】

○自主防災組織、防災士会が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【基地防・災対策課】

○集落の孤立対策を検討する必要があるため、孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等の確保を図る。【基地・防災対策課】

○災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。<県>【建設水道課】

○一時的な避難には避難所を利用できるが、長期になった場合は仮設住宅の整備が必要となる。そのため、仮設住宅用地として長期間利用できる土地の確保を進める。【建設水道課】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。【基地・防災対策課】

○大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。【基地・防災対策課】

○多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。【基地・防災対策課】

○大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。【基地・防災対策課】

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。【基地・防災対策課】

○消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建築業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、町域内の人材だけでは不足することが考えられるため、町域外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【基地・防災対策課】【福祉保健課】【建設水道課】【総務課】

○自主防災組織、防災士会が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。【基地・防災対策課】

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織体制の確立と活性化を支援する取組みの充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【基地・防災対策課】

○地域の絆や人と人のつながりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治区をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。【基地・防災対策課】【企画商工観光課】

○避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する。【福祉保健課】【基地・防災対策課】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○災害時における公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。【企画商工観光課】

○広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点など防災拠点の整備や受援計画を早急に策定する。【基地・防災対策課】【総務課】

○帰宅困難者対策については、早期に避難所を開設し、避難所となる公民館・社会教育施設等に非常用電源設備を確保するとともに、当該地区の住民の被災者用の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。【社会教育課】【基地・防災対策課】

○災害時に園児や児童、生徒の状況が確認できるよう、保護者に連絡が取れる通信環境の整備を推進する。【子育て健康支援課】【教育政策課】

○緊急時に保護者(引取者)に対して、確実にしかも安全に児童生徒を引き渡すことができるよう、緊急時引渡マニュアルを作成し、保護者に周知する。しかし、保護者との連絡が取れない場合や下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により児童生徒は学校で待機する。【教育政策課】

○帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の洪水・土砂災害対策等の取組みを推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】【農林課】【基地・防災対策課】

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を推進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。【子育て健康支援課】

○指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、県や医師会と連携し、医療活動等を支える取組みを着実に推進する。【子育て健康支援課】

○避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【福祉保健課】

○広域的かつ大規模な災害の場合、多くの町民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供のあり方について官民が連携して検討を進める。【福祉保健課】【子育て健康支援課】【基地・防災対策課】

○インフラが被災すると災害派遣医療チーム（IMAT）等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されるため、道路の洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る。〈国〉〈県〉【建設水道課】

○大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、今後も、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する。また、町有福祉施設が福祉避難所としての機能を果たすために、施設の耐震強化等、必要に応じた改修を行う。【福祉保健課】

○大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場を確保する。（燃料補給を含む。）【基地・防災対策課】

○町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。【建設水道課】

○大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め建設業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保に努める。【建設水道課】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。【子育て健康支援課】

○避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。【福祉保健課】

○町民が日頃から自身の健康管理ができるよう、各種健康づくり事業や健康診査の受診勧奨に取り組む。また感染症予防のため、予防接種率向上にむけた接種勧奨や、手洗い・うがいの励行について普及啓発をおこなう。【子育て健康支援課】

○浸水時の汚水流入等による伝染病や感染症の発生、拡大を防止するため、噴霧機や消毒液

等の資機材の備蓄を行い、防除体制を整備する。【子育て健康支援課】

○避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、避難訓練の支援など地域において円滑かつ迅速な避難支援体制の整備を推進する。平時より避難行動要支援者名簿の更新と関係機関等との情報共有を図り、必要な訓練や研修等を実施していく。

【福祉保健課】【基地・防災対策課】

○指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、県や医師会と連携のもと、医療活動等を支える取組みを着実に推進する。【子育て健康支援課】

○指定避難所でトイレが不足する事態や疫病・感染症等の大規模発生を抑制するために備え、災害用トイレ、資機材の備蓄及び供給体制を整備するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【住民課】【基地・防災対策課】

○災害時の遺体処理に関わる対策等について検討を行う。【住民課】【福祉保健課】【基地・防災対策課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○行政機関等の機能不全は、事後の全ての回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模な自然災害発生時においても、必要最低限の役場機能の確保を図るため施設の強靱化を行う。【総務課】

○本町では業務継続計画(BCP)を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、随時見直しを図る。【総務課】

○災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。【総務課】 【基地・防災対策課】

○大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画(BCP)の高度化を図る。【総務課】

○被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や同報系、移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する。【総務課】 【基地・防災対策課】

○災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。【総務課】

○大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。【基地・防災対策課】 【総務課】

○職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。【総務課】 【建設水道課】 【企画商工観光課】

○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修など、洪水・土砂災害・地震対策等を推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】

○大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力ができるように、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務と災害時に優先する行事に係る教職員の業務を把握し、学校における業務継続計画(BCP)の策定を検討する。【教育政策課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。

【基地・防災対策課】

○Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【基地・防災対策課】

○災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。【基地・防災対策課】

○携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。【総務課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。【企画商工観光課】

○大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図る。【企画商工観光課】

○町内における災害時の物資輸送ルートを確認するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【建設水道課】

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に備え、建物の耐震化や土砂災害防止対策等の推進、災害対応マニュアル等の整備の周知徹底を推進する。【企画商工観光課】

5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

○道路の防災・震災対策や緊急対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修を着実に推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】

○災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置に

ついて国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【建設水道課】

5-4 食料等の安定供給の停滞

○大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう県と連携するとともに、「大分県市町村災害時応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。【基地・防災対策課】

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるように、県と連携して道の駅の防災機能強化を図る。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】

○輸送路が通行できない場合の物資輸送手段の検討及び商工会や料飲店組合等を窓口とした災害時応援協定締結を推進する。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】

○農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、定期的な農道橋や農道トンネルの耐震点検を実施し、道路網としての役割を維持する。【農林課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

○大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。【基地・防災対策課】

○大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県や玖珠地区LPガス協議会と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。【基地・防災対策課】

○再生可能エネルギーは環境面の効果だけでなく、災害時の電力供給源となることが期待されるため、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。【企画商工観光課】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進する。【建設水道課】

○大規模災害時に、水道企業団と連携して被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「大分県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。【建設水道課】

○大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道担当課の業務遂行能力の低下が想定さ

れることから、水道事業業務継続計画の策定を進める。【建設水道課】

○水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震性は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時の電力遮断に備え、電力の確保対策の検討を進める。【建設水道課】

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、飲料水の確保について事前の備えを推進する。【基地・防災対策課】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えて仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

【住民課】 【基地・防災対策課】

○大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備する。【住民課】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○災害時における公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。【企画商工観光課】

○大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、町内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。【農林課】 【建設水道課】

○大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐ恐れがあるため、予め建設業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保ができるように努める【建設水道課】

○道路の防災・震災対策や、無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修の強化を着実に推進する。＜国＞＜県＞【建設水道課】

○農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する。【農林課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	森林等の被害による国土の荒廃

7-1 市街地での大規模火災の発生

○大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防署と連携した普及促進を図る。【基地・防災対策課】

○大規模災害時における十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。【基地・防災対策課】

○地域の防災力の強化を図るため、関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の検討も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。【基地・防災対策課】

○大規模な火災の発生に備え、消防施設(消防詰所等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。【基地・防災対策課】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○大規模災害時の沿道建築物、電柱及びブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、危険ブロック塀撤去や緊急輸送道路沿いの建築物について、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用して耐震診断、耐震改修等を進める。【建設水道課】

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。【建設水道課】【企画商工観光課】

○大規模災害になると、土砂などに加え倒壊した建造物も輸送路をふさぐため、予め建設業者等と障害物除去応援対策における協定を結び、即時に輸送路の確保ができるように努める。【建設水道課】

7-3 農地等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、大分県及び関係受益者と連携し、計画的に改修を進めるとともに、農業用ため池については、順次廃止手続きを行っていく。【農林課】

○決壊の恐れがある危険な農業用ため池について、その危険性の周知、避難態勢の整備等を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップによる防災意識の啓発や災害時の避難場所・経路の周知を図る。【農林課】【基地・防災対策課】

○急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕地放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。併せて、農村地域の共助の体制を育てることで、自律的な防災、災害復旧につなげていく。【農林課】

○農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。【農林課】

○多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。【農林課】【企画商工観光課】

○過疎化、高齢化による耕作放棄地化を防ぎ、有害鳥獣から農作物を守る農地保全対策を推進するため、中山間地域直接支払や多面的機能支払交付金により集落単位で農地の保全を行う。【農林課】

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。【建設水道課】

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

○被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、保健所と連携し、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストの整備や調査など体制を構築する。【住民課】

○大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、県や関係機関と連携し、特殊災害（NBC災害）に対応する体制を整備する。【基地・防災対策課】

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して取り組む。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【基地・防災対策課】

7-5 森林等の被害による国土の荒廃

○森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、玖珠町森林整備計画を基に、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる。【農林課】

○台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、大規模な森林伐採が伴う山地の開発等に対して適切に対処していく。【農林課】

○森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、未整備森林の計画的な整備を行う。【農林課】

○林地保全対策・資源循環型林業の推進を図るため、不足している林業担い手の確保・育成を進めると共に、間伐等の森林整備を継続実施する。【農林課】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物は町が処理を担うことから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、大分県災害廃棄物処理計画や玖珠町地域防災計画と整合性を図りつつ、発生時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、災害廃棄物処理計画を実効性のある計画とするため検討・見直しを適宜行う。また、仮置場等の候補地の再確認と見直し、民有地への拡大などを継続して進めるとともに、仮置場の備品等の確認と適宜の補充、新規購入を進めるため、関係部署と協議し、より効率的な対応ができるように災害廃棄物処理マニュアルを作成する。【住民課】

○大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する相互協力体制の整備を図る。【住民課】

○清掃センターが被災した場合の応急復旧や清掃センターまでの道路の損壊が発生した場合の収集運搬について、仮置場に関して玖珠町災害廃棄物処理計画を見直すことや、他市へのごみ処理依頼など玖珠九重行政事務組合と連携する。【住民課】

○災害の影響が広範囲に及ぶ場合は、現状では対処しきれないことが予想されることを踏まえ、災害時の廃棄物処理に係る人材を確保するとともに、県、他市町村、民間事業者等と協力体制を築き、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するため、大分県、他市町村、関係業者との災害応援協定を締結する。【住民課】【総務課】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○玖珠町社会福祉協議会と連携し、企業、各種団体等と「玖珠郡災害ボランティアネットワーク」の構築等を図るとともに、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の

支援を行うための連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を行う。【福祉保健課】【基地・防災対策課】

○災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。<県>【建設水道課】

○広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進める。【基地・防災対策課】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治区をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。【企画商工観光課】【基地・防災対策課】

○自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・洪水避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取り組みの充実を図る。また、防災組織の啓発や避難訓練の企画、実践等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【基地・防災対策課】

○災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、大分県と連携し、応急仮設住宅が速やかに供給できる体制を整える。【建設水道課】

○地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保する。【建設水道課】

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞に対応するため、国、県、交通事業者と連携し、地域鉄道が被災した場合の早急な復旧と代替する公共交通の確保を行う。【企画商工観光課】

○大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

【基地・防災対策課】

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。【建設水道課】

○大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。【建設水道課】

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる

○大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進する。【建設水道課】

○河川・堤防等の復旧や氾濫排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の建設資材の調達を含めた体制の維持に取り組む。【建設水道課】

○地震や洪水による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し地震・洪水・液状化対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【建設水道課】

第6章 計画の推進と重点化

1 計画の推進

地域強靱化は、脆弱性評価において想定した30の「起きてはならない最悪の事態」を回避することを意図して本計画を定める。また、本計画は地域の強靱化の観点から、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、整合性を図っていく。

本計画の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、地域強靱化の取組みを推進していく。

2 計画の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもので施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本町を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。なお、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

3 施策の重点化

(1) プログラムの重点化

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。本計画では、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、21の重点化すべきプログラムを選定した。この21の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	森林等の被害による国土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復ができる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) プログラムの推進上の留意点

プログラムは、部局横断的な施策の集まりであり、いずれも一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局等において推進体制を構築して、各部局間で情報を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、PDCAサイクルの実践を通じて、本町の財政状況等も勘案し、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けて施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

(用語の説明)

◆脆弱性（ぜいじゃくせい）

一般的には「脆（もろ）くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

◆リスクマネジメント

危機管理のこと。将来起こりうるリスクを組織的に想定・管理し、リスクが起こった場合の損害を最小限に食い止める（回避または提言をはかる）ための対応であり、そのプロセスをいう。

◆サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

◆PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後、計画的に実施（Do）し、結果を評価（Check）し、見直しや改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返す（サイクル）こと。

◆業務（事業）継続計画【BCP】

災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

◆道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障がでないよう、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

◆Jアラート（J-ALERT）／全国瞬時警報システム

緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を国が人口衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

◆災害情報共有システム（Lアラート）

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。

◆受援計画

災害が発生した際に、近隣自治体などから職員や支援物資などを効率的に受け入れるための計画。

◆ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路の位置などを表示した地図。

◆アセットマネジメント

資産の置かれている状態を適切に把握したうえで将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最少となるような管理計画を実現させる資産管理の手法。

◆避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件に該当する人。

◆再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

◆SNS

登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。

◆アンブレラ計画

傘（アンブレラ）のように、強靱化に係る町の既存の関連計画を包含し、これらの計画の指針となる計画。

◆特殊災害（NBC災害）

核（Nuclear）又は生物（Biological）剤若しくは化学物資（Chemical）による特殊災害のこと。

(部局一覧)

(令和3年3月現在)

総務課
政策法務課
企画商工観光課
基地・防災対策課
税務課
福祉保健課
子育て健康支援課
住民課
建設水道課
農林課
人権確立・部落差別解消推進課
会計課
教育政策課
社会教育課
農業委員会事務局
議会事務局
監査委員事務局